

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年6月30日(木)午後1時30分～3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員, 家坂清子委員, 武井豊委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 樋口隆明委員, 福岡右武委員, 光野純子委員, 武藤洋一委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員(以上11人)

(五十嵐甫委員, 関根正喜委員及び安澤礼子委員は欠席)

4 意見交換

(1) 平成17年度憲法週間行事について

○ 出張模擬少年審判は, 内容も大変面白かったし, 中学生からの質問もたくさんあった。中にはかなり突っ込んだ質問も出ており, 中学生が熱心に見入っていたのが印象的だった。裁判所が出張模擬少年審判で目指していることを, 中学生たちがしっかりと受け止めてくれたと感じ, 有意義であった。これらの広報活動を今後も続けたらよいと思う。

○ 中学生たちの鋭い質問は意外であった。事前に学校で勉強をしていたのかとも思ったが, そうではなかったようだ。熱心な態度を見ていて, 将来, 裁判員制度が施行され, あの中学生たちが一定の年齢に達したときは大いに期待が持てると思った。

○ 生徒が大変熱心に見入っていたり, 的確な質問がたくさん出されたのが印象的であった。

裁判所見学会について, これまで広報関係の意見交換をしていただいた際, 裁判所の全体像を地家裁合同でアピールすべきであるとの御意見をいただいた。本委員会の意見を反映すべく, 昨年までは別々に行っていた裁判所見学

会を今年も地家裁合同で実施し、大変好評であった。引き続き、より効果的な広報活動をしていきたい。

(2) テーマ「少年事件に関するもの—少年犯罪と裁判所のかかわり—」に関し、意見交換をした。

○ 視聴した少年審判に関するビデオについて、改正少年法の理念である「和やかさ」と「厳しさ」の二面を念頭に入れながら作られていると思った。保護者に対して毅然として指導・助言を行っているが、これも改正少年法の理念の表れと思う。

保護観察については、最近、新聞等で論じられることが多い。保護観察中の者が、少女監禁事件を起こした事件があったためだが、保護観察の在り方とか保護観察が十分に機能しているのか等疑問に思うこともある。少年の更生を願って、家庭裁判所が保護観察処分に付しても、保護観察の段階で問題があるということになると非常に困ることになる。保護司選考に関し、家庭裁判所が関与することがあるのか。

○ 保護司の選考は、保護観察所の中に保護司選考会というのがあり、弁護士会、検察庁及び裁判所等から委員が出ている。家庭裁判所からも委員が出ている。

○ 少年法が改正される前の審判の在り方は「懇切丁寧に」「和やかに」ということになっていたが、改正少年法ではそれにプラスして内省を促すような非常に厳しい文言がある。少年法改正の前後で、担当裁判官の意識の中に違いがあるのか伺いたい。

○ 具体的な少年法改正の趣旨は失わないようにやってはいるが、改正前と改正後でも裁判官の意識は基本的には変わっていないと思う。一方、被害者に対する観点は重要視しているので、被害者の状況や意向を確認する書面を送り、返送された内容について、審判の場で少年に伝えるようにしている。

○ 視聴したビデオの裁判官は、モデル的ケースで非常に良いと思うし実在も

すると思うが、それらのケースはかなり稀なのか一般的なのか、裁判所の印象を尋ねたい。

- 裁判官は、それぞれ自分の持ち味を出して裁判をしている。少年事件についても、大枠としては言うべきことは言い、判断すべきことはして、視聴したビデオの裁判官とほぼ近い形になっていると思う。
- 群馬県内の補導委託先について、群馬友の会は3,000人を超える委託実績があるが、その外はすべてを足しても40人弱である。群馬友の会は交通教室を実施しているので数字が伸びているのだと思う。純然たる補導委託先としては、飲食店自営業者のみと思われるが、この辺に問題点はないか。
- 群馬友の会は、軽微な交通事件の講習を担当してもらっていることから、数字的に伸びている。飲食店自営業者は、住み込みの委託先で日常生活の指導をする場所である。最近は家庭内でも指導ができるなど、昔ながらの住み込みの方法には、なかなかニーズがある少年がない。

一方、社会福祉法人は、1週間程度泊まり込みでボランティア活動をさせる委託先であり、まだ委託実績は少ないが徐々に人数は増えてつつある。しかし、全体として、子供の方のニーズに対して受け皿自体が少なくなってきたことは事実である。これまでの委託先を維持しながら、もっと違う形の時代に即した委託先の開拓に努めていきたい。

- 少年事件の被害者救済を考えていかなければならないと思う。交通講習を実施する際に、だれが一番迷惑を掛けたと思うかと尋ねると、親とかきょうだいであるというのがほとんどで、相対した被害者であるとの答えが出てこない。審判の席上で、裁判官から被害者に対する気持ちを諭してほしい。
- 軽微な事件を起こした少年たちについて家裁調査官が調査をした結果を、統計的なもので一般の親たちに示すことができないか。重大事件を起こした少年については、マスコミが根掘り葉掘りやるが、そこまでいかない万引きや暴走族に入ってしまった少年たちは、家庭内で親やきょうだいとどのよう

なあつれきがあったのか、何を求めていたのか、親は分からないので、そのようなものを還元していただくと、子供を育てていく上で親の助けになると思う。是非検討をしていただきたい。

- 今、子供たちが置かれている場所の環境がどのようになっているか、保護者はとても心配をしている。子供たち一人一人はそれほど悪くなっているわけではないが、子供たちは置かれた環境に左右される。保護者としては、悪い環境に陥れば子供はこのように変わるということを知りたがっている。犯罪を起こした少年の家庭環境がどのようなものであったか、その地域はどうであったか、子供を取り巻くすべての環境についてデータの的なものがあれば、犯罪防止に役立つと考える。

以 上